

沖縄県環境保全率先実行計画（第5期）改定案

新旧対照表

(新)



沖縄県環境保全率先実行計画 (第5期)

(沖縄県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)
(R6年度改定案)

令和3年3月
(令和 年 月改定)

沖縄県

(旧)



沖縄県環境保全率先実行計画 (第5期)

(沖縄県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

令和3年3月
(令和5年3月改定)

沖縄県

(新)

目次

第1章 計画の基本方針

1 背景	1
2 基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス	2
(4) 基準年度・計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ	3
3 環境配慮行動の四つの原則	5
4 計画の運用	5

第2章 第4期計画の達成状況・評価

1 第4期計画の目標	6
2 第4期計画の達成状況	7
3 第4期計画の評価	10

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス削減の推進	11
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標	11
(2) 目標達成に向けた取組目標	12
2 省資源の推進	14
3 グリーン購入の推進	15
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	15

第4章 取り組みむべき環境配慮行動

1 温室効果ガス削減の推進	16
2 省資源の推進	17
3 グリーン購入の推進	18
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	19
5 その他の配慮事項	20

第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画の決定等 (Plan / Action)	23
2 計画の推進 (Do)	23
3 計画の点検・公表 (Check)	23
4 各機関の役割	24

沖縄県環境保全率先実行計画推進組織図

別表 率先実行計画対象機関等	26
沖縄県グリーン購入基本方針	27
	28

資料編

(旧)

目次

第1章 計画の基本方針

1 趣旨	1
2 法令上の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 環境配慮行動の四つの原則	3
6 計画の運用	3

第2章 第4期計画の達成状況・評価

1 第4期計画の目標	4
2 第4期計画の達成状況	5
3 第4期計画の評価	8

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス削減等の推進	9
2 省資源の推進	11
3 グリーン購入の推進	12
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	12

第4章 取り組みむべき環境配慮行動

1 温室効果ガス削減等の推進	13
2 省資源の推進	14
3 グリーン購入の推進	15
4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	16
5 その他の配慮事項	17

第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画の決定等 (Plan / Action)	20
2 計画の推進 (Do)	20
3 計画の点検・公表 (Check)	20
4 各機関の役割	21

沖縄県環境保全率先実行計画推進組織図

別表 率先実行計画対象機関等	23
沖縄県グリーン購入基本方針	24
	25

資料編

第1章 計画の基本方針

1 背景

地球温暖化を含む気候変動問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。気候変動に伴う影響として、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇、暴風・台風による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。

気候変動問題に関する国際的な動きとしては、2015（平成27）年に開催されたCOP21において、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を及ぼすこと」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたパリ協定が採択され、全ての国が参加して温室効果ガス削減に取り組むこととなった。そして、その運用が2020（令和2）年から本格的に開始された。

こうした中、国は同年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、国内における脱炭素化への動きを加速させた。さらに、2021（令和3）年10月には、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度比46％削減することを目指し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けていく削減目標を定めるとともに、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を改定し、政府自らの事務事業における脱炭素の取組を強化した。

本県では、1999（平成11）年に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減目標に加え、廃棄物や環境配慮型製品に係る目標を掲げ、全機関の連携の下、環境に配慮した事務事業の遂行を図ってきたところである。

この度、本計画（第5期）の改定に当たり、目次構成及び沖縄県の事務・事業における温室効果ガスの削減に係る目標達成に向けた取組について、目標を設定し方針を具体的に示すことで、取組をさらに強化するものである。

第1章 計画の基本方針

1 趣旨

地球温暖化を含む気候変動問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。気候変動に伴う影響として、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇、暴風・台風による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。

気候変動問題に関する国際的な動きとしては、2015（平成27）年に開催されたCOP21において、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を及ぼすこと」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたパリ協定が採択され、全ての国が参加して温室効果ガス削減に取り組むこととなった。そして、その運用が2020（令和2）年から本格的に開始された。

こうした中、国は同年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、国内における脱炭素化への動きを加速させた。さらに、2021（令和3）年10月には、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度比46％削減することを目指し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けていく削減目標を定めるとともに、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を改定し、政府自らの事務事業における脱炭素の取組を強化した。

本県では、1999（平成11）年に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減目標に加え、廃棄物や環境配慮型製品に係る目標を掲げ、全機関の連携の下、環境に配慮した事務事業の遂行を図ってきたところであるが、今般、本計画（第5期）を改定し、脱炭素に向けた取組を強化する。また、事務事業における環境配慮を強化するため、新たに環境法令に係る順守状況の報告について定めることとする。

また、2019（令和元）年度末から続く新型コロナウイルス感染症への対応から、業務量の増加や県施設の活動量の変化、新たな生活様式への移行（手洗いの慣行による水資源の増加、消毒等による衛生品廃棄量の増加）が行われていることを踏まえ、基準年度や削減目標の設定のあり方等について柔軟に見直しを行っていくこととする。

(新)

2 基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して策定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として、沖縄県が実施する事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものである。

(2) 対象とする範囲

① 計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は、沖縄県の全ての事務・事業とし、対象機関は、知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員会事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局とする。

② 温室効果ガス削減目標の対象範囲

以下の項目を除く全ての事務・事業を対象とする。

ア 企業局 ：水道用水供給事業及び工業用水道事業（本庁舎を除く。）

イ 県警本部：警察車両・船舶の燃料使用量

ウ 教育庁：全ての県立学校

エ 病院事業局：全ての県立病院

オ 土木建築部：全ての浄化センター（ポンプ場等関連施設を含む。）

カ 公共事業（委託等によって実施される各種公共工事等）、その他外部への委託（指定管理者制度等）

※ 上記の項目については、施設の燃料使用量等が天候や時勢の変化など、外部要因によって左右される可能性があり、本計画において各職員の率先した取組の効果を評価する対象として適当でないため、温室効果ガス削減目標の対象外とする。

※ 上記項目については、これまでどおり燃料及び電力使用量の把握は行うとともに、本計画の趣旨について理解を求め、温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促す。

(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法に定める6種類の温室効果ガスのうち、PFC及びSF6については、県自らの業務からは排出が想定されないもので、これらを除く次の4種類のガスを温室効果ガス総排出量の算定対象とする。

- ① 二酸化炭素 (CO2)
- ② メタン (CH4)
- ③ 一酸化二窒素 (N2O)
- ④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)

(旧)

(新設)

4 計画の対象

(1) 対象機関

本計画の対象機関は、知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員会事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局とする。

(2) 対象範囲

① 計画の対象範囲

県の全ての事務・事業を対象とする。

② 温室効果ガス削減目標の対象範囲

以下の項目を除く全ての事務・事業を対象とする。

ア 企業局 ：水道用水供給事業及び工業用水道事業におけるエネルギー（庁舎管理に伴う燃料：電気含む）使用量

イ 県警本部：警察車両・船舶の燃料使用量

ウ 教育庁：全ての県立学校

エ 病院事業局：全ての県立病院

オ 土木建築部：全ての浄化センター

カ 公共事業（委託等によって実施される各種公共工事等）、その他外部への委託（指定管理者制度等）

上記の項目については、施設の燃料使用量等が天候や時勢の変化など、外部要因によって左右される可能性があり、本計画において各職員の率先した取組の効果を適切に評価することができなくなるため、温室効果ガス削減目標の対象から外すこととする。

上記項目については、これまでどおりエネルギー使用量の把握は行うとともに、本計画の趣旨について理解を求め、温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促す。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に定める6種類の温室効果ガスのうち、PFC及びSF6については、県自らの業務からは排出が想定されないもので、これらを除く4種類のガスを対象とする。

- ① 二酸化炭素 (CO2)
- ② メタン (CH4)
- ③ 一酸化二窒素 (N2O)
- ④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)

(新)

(4) 基準年度・計画期間

基準年度は、2019（令和元）年度とする。なお、削減目標の記載に当たっては、国が基準とする2013（平成25）年度との比率も併記する。

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とする。ただし、前期（令和3年度～令和7年度）における各種対策の進捗や、計画内容に影響を与えるような社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

- ・前期 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
- ・後期 2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

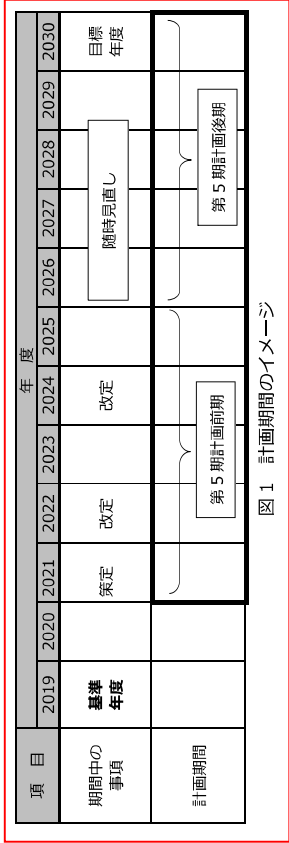
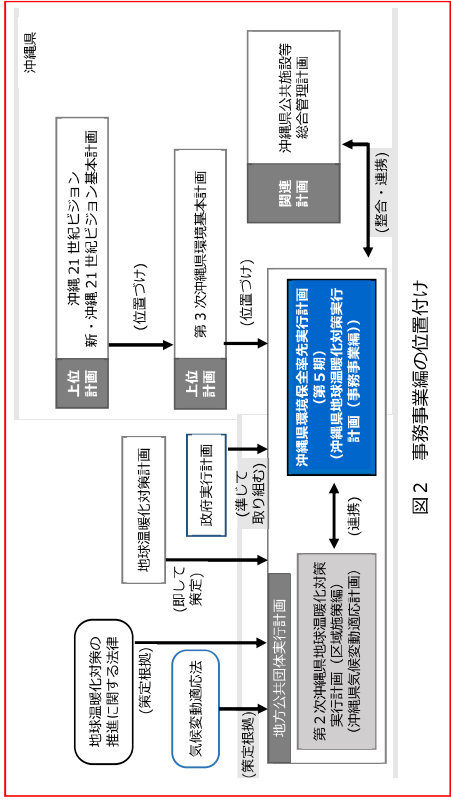


図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画」として策定する。



(旧)

3 計画の期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とする。ただし、前期（令和3年度～令和7年度）における各種対策の進捗や、計画内容に影響を与えるような社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

- ・前期 令和3年度～令和7年度
- ・後期 令和8年度～令和12年度

(新設)

(新設)